

事 務 連 絡  
平成30年7月5日

各 

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品監視安全課

インド向け輸出水産食品に係る取扱いについて  
(証明書の発行対象となる水産食品の確認方法)

標記については、「インド向け輸出水産食品の取扱要領」（平成30年6月22日付け生食発0622第8号別紙）（以下「要領」という。）により取り扱っているところです。

証明書の発行申請にあたっては、別紙様式5-1において輸出者が、要領に基づく証明書の発行対象である動物衛生に係る証明を要しないインド向け輸出水産食品である旨を、農林水産省ホームページで確認することとしているところですが、今般、農林水産省より確認方法が下記のホームページで示されましたので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

「インド向け輸出水産食品に係る取扱いについて」農林水産省ホームページ  
[http://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan\\_yobo/export/180621.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/export/180621.html)